

答申 i n f o vol.1

最高裁判所事務総局秘書課文書開示第一係

ばく、かいじばんだのとうしん。笹の葉と答申が好きなの。よろしくね！

開示事務担当のみなさまに向けて、成立した答申を速報でお知らせするよ。

ミニコーナー「情報公開わかるかも学校」もお楽しみに！



令和元年6月21日成立 答申速報（8月2日までJ・NETポータルに掲載）

答申番号	件名	論点
令和元年度(最情)答申第16号	最高裁判所事務総局総務局長が特定の裁判官会議申合せを提案するに当たって作成し、又は取得した文書の不開示判断（不存在）に関する件	文書の存否
令和元年度(最情)答申第17号	簡易裁判所判事に任命された際の給料を決める基準が分かる文書の不開示判断に関する件	不開示情報該当性 (法5条1号) (法5条6号)
令和元年度(情)答申第7号	東京高等裁判所が特定の裁判官の懲戒申立てを行った際に作成し、又は取得した文書の一部開示の判断に関する件	不開示情報該当性 (法5条1号) (法5条6号) 文書の存否
令和元年度(最情)答申第18号	非常勤裁判官等が退任する際の調停記録の廃棄に関する文書の不開示判断（不存在）に関する件	文書の存否
令和元年度(最情)答申第19号	特定の分限事件に関して提出された委任状の不開示判断（開示対象外）に関する件	手続対象外 (司法行政文書該当性)
令和元年度(最情)答申第20号	司法修習生組別志望等調査表の不開示判断（不存在）に関する件	文書の存否
令和元年度(最情)答申第21号	弁護士職務経験者から報告された内容がわかる文書の不開示判断（存否応答拒否）に関する件	存否応答拒否の可否

情報公開わかるかも学校①～組織共用性ありカモ？の巻～



かも太郎

ねえ、おしどり先生！しつもんがあります！

情報公開取扱要綱記第1の司法行政文書って、「裁判所の職員が職務上作成し、又は取得した司法行政事務に関する文書、図画及び電磁的記録であって、裁判所の職員が組織的に用いるものとして、裁判所が保有しているもの」なんだよね？「組織的に用いる」って、よくわからないカモ。



かも吉

ねえねえ、おしどり先生！かも吉もよくわからないカモ。

「組織的に用いる」といえるかどうかは、どうやって判断するカモ？

答申（平成28年度（最情）答申第27号等）では、「「組織的に用いる」とは、その作成又は取得に関与した職員個人の段階のものではなく、組織としての共用文書の実質を備えた状態、すなわち、裁判所の組織において、業務上必要なものとして、利用され、又は保存されている状態のものを意味すると解するのが相当である。」とされているよ。

また、どのような状態であれば組織的に用いるものであるかについては、①文書の作成又は取得の状況、②当該文書の利用の状況、③保存又は廃棄の状況などを総合的に考慮して実質的な判断を行うこととなるんだよ。

日直
かも太郎

おしどり先生

※答申 i n f o では、「裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱」を「情報公開取扱要綱」と記載します。

答申 info vol.2

令和元年7月19日成立 答申速報
(8月30日までJ・NETポータルに掲載)

マスキング

PDFが 便利だよ♪

とうしん
(かいじばんだ)

答申番号 (令和元年度)	件名	論点
(最情) 第22号	修習状況視察報告書の不開示判断（不存在）に関する件	文書の存否
(最情) 第23号	最高裁判所事務総局に初めて勤務する職員に対して職務内容を説明する際に使用している文書の不開示判断（不存在）に関する件	文書の存否
(最情) 第24号	懲戒を申し立てられた裁判官の人数等が分かる文書の不開示判断（不存在）に関する件	文書の存否
(最情) 第25号	司法修習生等に対する勧誘行為自粛に関して日本弁護士連合会と協議した際の文書の一部開示の判断に関する件	不開示情報該当性 (法5②イ) 文書の存否
(最情) 第26号	特定の裁判官の懲戒処分に関して作成し、又は取得した文書の一部開示の判断に関する件	不開示情報該当性 (法5①, ⑥)
(最情) 第27号	行政不服審査請求に対する裁決書の一部開示の判断に関する件	不開示情報該当性 (法5①)
(最情) 第28号	司法修習生の不起訴処分に関する文書の不開示判断（不存在）に関する件	文書の存否
(最情) 第29号	実務修習等の成績が二回試験の合否に与える影響が分かる文書の開示判断に関する件（文書の特定）	文書の存否
(最情) 第30号	二回試験の採点スケジュールが書いてある文書の不開示判断（不存在）に関する件	文書の存否
(情) 第8号	特定の裁判所において、手持ち物の検査をするに至った経緯が分かる文書等の不開示判断（不存在）に関する件	文書の存否
(情) 第9号	特定の裁判所において発生した特定の事件に関する文書の一部開示の判断に関する件	不開示情報該当性 (法5①, ②イ, ④, ⑥)

情報公開わかるかも学校② ~裁判事務に関する文書の巻~



かも太郎

ねえ、おしどり先生！裁判所のお仕事には裁判事務と司法行政事務があるって聞いたんだけど、裁判事務に関する文書ってどんな文書？開示手続の対象になるの？よくわからないカモ。

答申では、裁判事務に関する文書は開示手続の対象とならないとされているよ。「司法行政文書には、裁判事務に関する文書は含まれず」、裁判事務に関する文書には、次のような文書であって「裁判部において管理している文書が含まれると解され」るんだね。

- 裁判に密接に関連する事項について、裁判官等が申合せを行った結果を記載した文書（平成27年度（情）答申第3号等）
- 事件記録や事件書類（事件に関する書類で記録から分離されたもの）に限らず、専ら裁判事務のために用いるものとして作成し、又は取得した文書（平成27年度（情）答申第5号）
- 裁判手続において作成され、事件記録に編てつされた文書（平成28年（情）答申第25号）

ただし、事務局等が司法行政目的で取得・保有するものは、原則として手続の対象となるよ！

日直
かも吉

おしどり先生



かも吉

具体的には、破産管財人の報酬基準や、後見人等候補者名簿、裁判部の事務処理要領等について判断されているんだね！他にどんな文書について判断されているか、気になるカモ！答申ナビで「裁判事務に関する文書」を検索してみよっと！

答申info vol.3

令和元年8月23日成立 答申速報
(10月3日までJ・NETポータルに掲載)「裁判事務に関する文書」
についての答申が出たよ。とうしん
(かいじばん)

答申番号 (令和元年度)	事案	論点
(最情) 答申第31号	特定の動画の作成経緯等が分かる文書の不開示判断（不存在）	文書の存否
(最情) 答申第32号	下級裁判所における裁判日程の情報開示に関する文書の不開示判断（不存在）	文書の存否
(最情) 答申第33号	特定の事件を担当した最高裁判所調査官の氏名が分かる文書の一部開示の判断	法5⑥
(最情) 答申第34号	裁判所沿革誌の発刊に当たり特定の団体との間で授受した文書の一部開示の判断	法5②イ
(最情) 答申第35号	戒告処分を受けた71期司法修習生の数が分かる文書等の不開示判断（不存在）	文書の存否
(最情) 答申第36号	最高裁判所調査官が最高裁判所判例解説に記事を投稿する際の注意事項が書いてある文書の不開示判断（不存在）	文書の存否
(最情) 答申第37号	特定の行為が為替取引に該当することが分かる文書等の不開示判断（不存在）	文書の存否
(最情) 答申第38号	規則に基づき最高裁判所が別に定めた職員の定年が書いてある文書の不開示判断（不存在）	文書の存否
(最情) 答申第39号	新任判事補に対する最高裁判所長官の訓示内容が書いてある文書の不開示判断（不存在）	文書の存否
(最情) 答申第40号	司法修習予定者の実務修習地を決定する際に作成した文書等の一部開示の判断（文書の特定）	法5① 文書の存否
(情) 答申第10号	特定の裁判所の開廷情報の開示の対応基準等を示した文書の一部開示等の判断	法5⑥ 文書の存否
(情) 答申第11号	特定の裁判所における調停調書正本の不開示判断（開示対象外）	手続対象外 (裁判事務に関する文書)
(情) 答申第12号	特定の裁判所における特定の行為が為替取引に該当することが分かる文書等の不開示判断（不存在）	文書の存否

情報公開わかるかも学校③～裁判事務に関する文書その2の巻～



かも太郎

ねえねえ、かも吉！前回おしどり先生に裁判事務に関する文書について教えてもらったけど、今回とうしんくんの答申速報の中にも、裁判事務に関する文書についての答申があったの見た？これまでの答申とは、対象になった文書が違ったカモ。



かも吉

令和元年度（情）答申第11号だよね。かも吉も、さっそく読んでみたよ！
そうそう、新たに判断されたことがあったカモ。おしどり先生、もっと詳しく教えて！

前回は、①司法行政文書には、裁判事務に関する文書は含まれず、②裁判事務に関する文書には、裁判手続において作成され、事件記録に編てつされた文書等であって、裁判部において管理している文書が含まれると解される、と判断されていることを紹介したね。

令和元年度（情）答申第11号では、①司法行政文書には、裁判事務に関する文書は含まれず、②特定事件の調停調書正本は、特定の事件に係る裁判事務に関する文書と解され、司法行政文書とは認められないから、開示手続の対象とならないと判断されたよ。

同じ論点の答申であっても、判断の対象が違うことがあるんだね。

答申NAVで検索して、読み比べてみよう！

日直
カモミール

おしどり先生

答申 info vol.4

保有個人情報の開示手続における
刑事事件に係る裁判等に関する情報と
民事証明事務について、答申が出たよ。



令和元年9月20日成立 答申速報
(11月1日までJ・NETポータルに掲載)

とうしん
(かいじばんだ)

答申番号 (令和元年度)	事案	論点
(最情) 答申第41号	特定の裁判官の審問期日に関する文書の不開示判断	法5⑥
(最情) 答申第42号	特定の事案に関して懲戒処分を受けた職員の有無が分かる文書の不開示判断 (不存在)	文書の存否
(最情) 答申第43号	最高裁判所が日本弁護士連合会等に送付した文書の一部開示の判断	法5①
(最情) 答申第44号	判事補採用内定者出身法科大学院等別人員の不開示判断(不存在)	文書の存否
(最情) 答申第45号	裁判所職員業務説明会のマニュアル等の不開示判断(不存在)	文書の存否
(最情) 答申第46号	修習給付金に関する所得税等の取扱いについて問い合わせた結果を司法修習生に 伝えない理由が分かる文書の不開示判断(不存在)	文書の存否
(情) 答申第13号	特定の裁判所民事証明事務室の訴状審査票等の不開示判断(不存在)	文書の存否
(個) 答申第1号	特定の裁判所における特定の刑事事件の事件処理に関する文書に記録された保有 個人情報の不開示判断(開示対象外)	手続対象外 (裁判事務に関する文書) (個人情報保護法45条)

情報公開わかるかも学校④ ~個人情報保護法45条1項の巻~



ねえねえ、かも吉！今回とうしんくんが速報してた行政機関保有個人情報保護法（以下「法」というよ。）45条1項に関する答申、もう読んだ？これ、ちょっと難しかったカモ。



裁判所の保有個人情報開示手続でも、刑事事件に係る裁判等に関する情報の適用が除外されるって判断がされた初めての答申だよね。かも太郎、おしどり先生にもっと詳しく聞いてみた方がよいカモ！あ、カモミールちゃんだ！

かも太郎、かも吉、ごきげんよう！まずは「裁判所が司法行政事務に関して保有する個人情報の取扱要綱」記第10の1と、法45条1項の条文を確認しておかなくちゃね！



みんな、取扱要綱と法45条1項の条文は確認できたかな？

令和元年度（個）答申第1号は、個人情報保護法45条1項に関して、次のとおり判断しているよ。

- ① 取扱要綱によれば、法45条1項に規定する情報に相当するものについては、取扱要綱に定める開示に係る規定は適用しないこととされている。
- ② 刑事事件の事件処理に関する司法行政文書に含まれる特定の刑事事件に係る手続に関する情報は、刑事事件に係る裁判等に関する情報に当たると認められ、法45条1項に規定する情報に相当することから、取扱要綱に定める開示に係る規定は適用されない。

なお、この答申では、裁判事務に関する文書に記載された情報についても触れているから、これとの違いについても確認してみよう。

カモミール



おしどり先生

日直
かも吉

答申info vol.5

令和元年10月18日成立 答申速報
(11月29日までJ・NETポータルに掲載)不開示情報は、漏れがない
ようにマスクをしようね。とうしん
(かいじばんだ)

答申番号 (令和元年度)	事案	論点
(最情) 答申第47号	職員を採用する際に使用した全国の裁判所の欠員状況が書いてある文書の不開示判断(不存在)	文書の存否
(最情) 答申第48号	特定の記載がある修習日誌の不開示判断(存否応答拒否)	存否応答拒否の可否
(最情) 答申第49号	平成30年度の高等・地方・家庭裁判所の配置定員の合計と裁判官の号別在職状況における判事等の合計が異なる理由が分かる文書の不開示判断(不存在)	文書の存否
(最情) 答申第50号	特定の司法修習生の逮捕に関する文書の不開示判断	不開示情報該当性 (法5①) (法5⑥二)
(最情) 答申第51号	司法修習生に関する規則第3条の「秘密」の具体的な内容が書いてある文書の開示判断(文書の特定)	文書の特定
(最情) 答申第52号	最高裁判所において司法行政文書開示通知書を作成する際に決裁に関与する役職が分かる文書の不開示判断(不存在)	文書の存否
(最情) 答申第53号	特定日の参議院法務委員会における国会答弁資料のうち、裁判所の所持品検査に関する文書の不開示判断(不存在)	文書の存否
(最情) 答申第54号	判事補志望者に対する採否の通知に関するマニュアルの不開示判断(不存在)	文書の存否
(最情) 答申第55号	現職の女性判事及び女性判事補の名前が全部書いてある文書の不開示判断(不存在)	文書の存否
(情) 答申第14号	特定の裁判所における特定の事件が終了した事実が分かる文書の一部開示の判断	不開示情報該当性 (法5①) (法5条②イ)

情報公開わかるかも学校⑤～刑事訴訟法53条の2第1項の巻～



かも太郎

ねえ、おしどり先生！カモたち、しつもんがあります！

司法行政文書は原則開示だけど（情報公開取扱要綱記第2）、「法令に別段の定めがあるとき」は、例外として開示しない場合があるんだったよね（情報公開取扱要綱記第2の1）。



かも吉

前回は個人情報保護法45条について勉強したけれど、文書開示手続でも適用が除外される場合ってあるの？気になるカモ！

かも太郎くん、かも吉くん、刑事訴訟法53条の2第1項により「訴訟に関する書類及び押収物」が情報公開法（※）の適用から除外かれていることは知っているかい？

この刑事訴訟法53条の2第1項の定めは、情報公開取扱要綱記第2の1の「法令に別段の定めがあるとき」に当たり、裁判所の文書開示手続の対象にもならないんだ。

また、この「訴訟に関する書類」の写しについても、これが不開示部分となっていた事案で、「その内容は訴訟に関する書類の原本と同一であるから、「訴訟に関する書類」に当たり、司法行政文書開示手続の対象とならないものとして不開示とすべきものと認められ」る、と判断された答申もあるよ（平成31年度（最情）答申第5号）。

さて、カモミールさん、この「訴訟に関する書類」と「裁判事務に関する文書」との違いを説明できるかな？

※行政機関の保有する情報の公開に関する法律

日直
かも太郎
おしどり先生

カモミール

裁判事務に関する文書を司法行政事務に関して取得した場合は、「司法行政文書」に当たるので手続の対象となるのに対し（情報公開取扱要綱記第1）、「訴訟に関する書類」を司法行政事務に関して取得しても手続の対象とはならない点です。

他にも「手続の対象とならない場合」ってあるのかしら？答申Naviで調べてみましょう！

答申 info vol.6

裁判の公開と公表慣行か…
難しいことを考えると甘い
お芋がより美味しいなあ



令和元年11月15日成立 答申速報

(12月27日までJ・NETポータルに掲載)

とうしん
(かいじばんだ)

答申番号 (令和元年度)	事案	論点
(最情) 答申第56号	司法修習生が資料をPDF化した場合の弊害が分かる文書の不開示判断（不存在）	文書の存否
(最情) 答申第57号	司法修習生に関する罷免等の該当事由及び非違行為の報告に関する文書の不開示判断	不開示情報該当性（法5①, ⑥二）
(最情) 答申第58号	最高裁判所が日本弁護士連合会に対し、判事補の弁護士職務経験について伝えた文書の一部開示の判断	不開示情報該当性（法5①, ⑥, ⑥二）
(最情) 答申第59号	最高裁判所の正門、東門、西門及び南門の利用資格者が分かる文書の一部開示の判断	不開示情報該当性（法5⑥）
(最情) 答申第60号	司法修習生の罷免理由を公にすると司法修習生の罷免に係る事務に支障が生じるおそれがあると最高裁判所が考えている根拠が分かる文書の開示判断（文書の特定）	文書の特定
(最情) 答申第61号	最高裁判所の裁判官の出勤簿と休暇簿の不開示判断（不存在）	文書の存否
(情) 答申第15号	神戸簡易裁判所における特定年の訴訟事件等の当事者名等の一覧の一部開示の判断	不開示情報該当性（法5①, ②イ）
(情) 答申第16号	特定の裁判官の事件記録等の紛失に関して名古屋地方裁判所が作成し、又は取得した文書の不開示判断	不開示情報該当性（法5①, ②イ, ⑥, ⑥二）
(情) 答申第17号	広島簡易裁判所における特定の裁判等に関する書面の処理が分かる文書等の不開示判断（存否応答拒否）	存否応答拒否の可否
(個) 答申第2号	福岡家庭裁判所における特定の事件記録中の文書等に記録された保有個人情報の不開示判断（開示対象外）	手続対象外（裁判事務に関する文書）
(個) 答申第3号	福岡地方裁判所における特定事件の一切の記録に記録された保有個人情報の不開示判断（開示対象外）	手続対象外（裁判事務に関する文書）
(個) 答申第4号	広島簡易裁判所における特定の裁判等に関する書面の処理が分かる文書等に記録された保有個人情報の一部開示等の判断	文書の存否 不開示情報該当性（個人情報保護法14②）

情報公開わかるかも学校⑥ ~裁判の公開と公表慣行の巻~



かも吉

かも太郎くん、とうしんくんのつぶやきって奥が深い力モ？
確かに裁判は一般に公開されているから、開廷表とかには個人に関する情報や法人等に関する情報もたくさん載っているよね。
裁判で公開されている情報なら全部開示することになるの？

多分、今回成立した答申のことだと思うんだけど、どの答申のことなのか分からんや…。



かも太郎

かも吉くん、かも太郎くん、令和元年度（情）答申第15号を読んでみようか。
この答申では裁判の公開の趣旨を踏まえつつも、個人に関する情報の公表慣行について次のように判断しているよ。

- 裁判の公開は、裁判の公正及び司法権に対する国民の信頼を確保することなどの基本的な理念に基づき実施されているものであること
- その限度において開廷の前後に訴訟関係者に関する情報が開披されることがあるとしても、そのことをもって直ちに、事件簿に記載された氏名に係る情報（法5条1号）が公表慣行のある情報に相当するとはいえないこと

なお、法人等の名称についても同様に、公にすると法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報（法5条2号イ）に相当すると認められるとしているよ。

日直
かも太郎

おしどり先生

いっぱい答申出ているよ～
不存在の理由が「作成・取
得なし」だけではなく「存
在しない」もあるね。



令和元年12月20日成立 答申速報
(2月7日までJ・NETポータルに掲載)

とうしん (かいじばんだ)

答申番号 (令和元年度)	事案	論点
(最情) 答申第62, 63号	司法研修所構内の写真撮影に関する文書の不開示判断（不存在）	文書の存否
(最情) 答申第64号	特定の裁判官の勤務時間外の活動に関して作成し、又は取得した文書の不開示判断（存否応答拒否）	存否応答拒否の可否
(最情) 答申第65号	裁判官が職務を開始する際の宣誓の手続について定めた文書の不開示判断（不存在）	文書の存否
(最情) 答申第66号	特定のSNSアカウントに関する文書の不開示判断（存否応答拒否）	存否応答拒否の可否
(最情) 答申第67号	海外渡航先の一覧等の不開示判断（不存在）	文書の存否
(最情) 答申第69号	裁判官に対する訴追請求事案について裁判官訴追委員会から受領した文書の不開示判断	不開示情報該当性（法5⑤, ⑥）
(最情) 答申第70号	最高裁判所裁判官に対する所管事項説明で使用した文書の不開示判断（不存在）	文書の存否
(情) 答申第18号	入院検査の実施についての一部開示の判断	不開示情報該当性（法5⑥）
(情) 答申第19号	所長の就任記者会見関係文書の不開示判断（不存在）	文書の存否
(情) 答申第20号	特定月以降の特定の記録符号の事件番号のリストの不開示判断（不存在）	文書の存否
(情) 答申第21号	特定の民事訴訟記録の現存の序を示す一切の文書の不開示判断（不存在）	文書の存否
(情) 答申第22号	特定の判決公判の入廷時の身体検査の実施に関する文書の一部開示	不開示情報該当性（法5①, ⑥）
(最情) 答申第68, 71号	特定の事件について審議が行われた日時が分かる文書の不開示判断（開示対象外）	手続対象外（司法行政文書該当性）
(最個) 答申第1, 2号	特定の事件について実際に審議が行われたことを証明できる原始資料に記録された保有個人情報の不開示判断（開示対象外）	手続対象外（司法行政文書該当性）

情報公開わかるかも学校⑦ ~インターネットと公表慣行の巻~



かも吉くん、前回は裁判の公開と公表慣行について教えてもらったけど、対象文書中の不開示情報がインターネットで閲覧できる場合はどうなんだろう？誰でも閲覧できるから個人に関する情報でも全部開示カモ？

かも太郎

インターネットで誰でも閲覧できるからといって全部開示にはならないカモ。インターネットの情報源っていうあるし・・・。

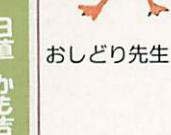


かも吉くんなかなか鋭い視点だね。平成30年度（最情）答申第58号ではインターネット上の情報と不開示情報について次のように判断しているよ。

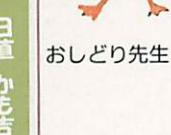
・（個人識別情報に相当するとして不開示とされた情報が掲載されていたウェブログは、）私的に設けられたもので、独自の編集に基づいて掲載しているものであるから、これらに掲載される情報について直ちに慣行として公にされ、又は公にすることが予定されているものとはいえない。

なお、インターネット上の情報と不開示情報については、法5条1号イの公表慣行に限らず、法5条6号の事務支障との兼ね合いでも答申が出ているよ。

例えば、平成30年度（最情）答申第23号では、司法修習終了証書の書式の開示申出に対し、その実例がインターネットで公開されていることを理由として苦情申出がされたんだけど、「司法修習終了証書の実例がインターネットで公開されている」としても「裁判所が組織として公にしているものではなく、本件の判断を左右するものではない」と判断しているんだ。類似の答申が今回のとうしんくんの速報にあるから探してみよう。



おしどり先生



おしどり先生